

一般社団法人 日本物理学会
支部に関する規定
2013年12月14日制定

(支部の設置)

第1条 日本物理学会細則（以下、「細則」という。）第6章第22条に則り、本会には次の支部を置く。

北海道、東北、新潟、北陸、名古屋、京都、大阪、中国、四国、九州

(支部の事業)

第2条 支部は定められた地域において、定款第3条に定める目的を達成するために会員相互の研究交流と相互親睦、さらに関連分野の学会等との交流・協力をはかるとともに、物理学関連の教育・人材育成・社会連携などの事業を行うものとする。

(支部の設置・廃止)

第3条 支部の設置または廃止は、定款第43条に基づいて理事会の議決により行う。

(支部規約)

第4条 支部の運営は、支部規約により行う。

2. 支部規約には、次の事項を規定する。

- 1) 名称 2) 事務所の所在地 3) 支部を構成する会員の条件 4) 事業
- 5) 役員構成および選定方法 6) 支部役員会、支部委員会に関する事項
- 7) 支部の運営に関する事項 8) 経理その他必要な事項

3. 支部規約を制定もしくは改廃するときは、支部役員会の承認を得なければならない。その結果は速やかに理事会に報告しなければならない。

(支部役員)

第5条 細則第6章第22条の2に則り、支部には次の支部役員をおき、支部役員は支部役員会を構成する。

支部長：1名、支部幹事：若干名、支部監事：1名

2. 支部役員の改選にあたっては、支部役員会は支部会員から役員候補を選出して理事会に推薦し、理事会の承認を得る。なお、推薦する次期役員候補を選出する方法は各支部に一任する。

3. 役員の任期は1年ないし2年の範囲で、各支部において決定する。

重任は妨げないものとする。

4. 支部役員の担務は次の通りとする。

(1) 支部長は、支部の事務を統括し、支部役員会、支部委員会を招集してその議長となる。

(2) 支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事はその職務を代行する。

- (3) 支部幹事は支部長に協力して支部の事業を遂行する。
- (4) 支部監事は、支部の会計について監査を行う。

(支部の運営)

第6条 支部には支部委員会を設置することができる。支部委員会は支部役員会を補佐し、支部役員会は支部委員会の意見、決議を参考にして支部運営にあたることができる。支部委員会を設置する場合、支部委員の定員、選出方法、支部委員会の運営については支部規約に定める。

- 2. 支部長は毎年9月末までに翌年度の事業計画案および予算案を、また、毎年1月中に前年度の支部概要、事業報告、決算報告を、理事会に提出する。

(支部の会計)

第7条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わり、その収支は、理事会で承認された予算の範囲で行う。

- 2. 本部から支部への費用の振替方法・決算報告要領等は別に定める。

(支部長会議)

第8条 理事会は毎年1回以上の支部長会議を開催する。

- 2. 毎年、大会会期中に適宜支部長懇談会を開催する。

(規定変更の手続き)

第9条 本規定の変更は理事会で行う。

(付則) この規定は2014年1月1日から施行する。